

国際編

【1】 プラスチック規制 ― 国際的な規制枠組み策定作業は膠着状態 **全 15 ページ** サンプルのためリンクは切っております

法律/政策の名称	決議 5/14「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書（条約）に向けて」
現地語名称	UNEA Resolution 5/14 entitled “End plastic pollution: Towards an international legally binding instrument”
公布/施行日等	2022 年 2 月 28 日から 3 月 2 日 (第 5 回国連環境総会の 2 部 (UNE-5.2) 内)
カバー期間	2022 年 12 月～2023 年 11 月

本テーマの基礎知識を
整理

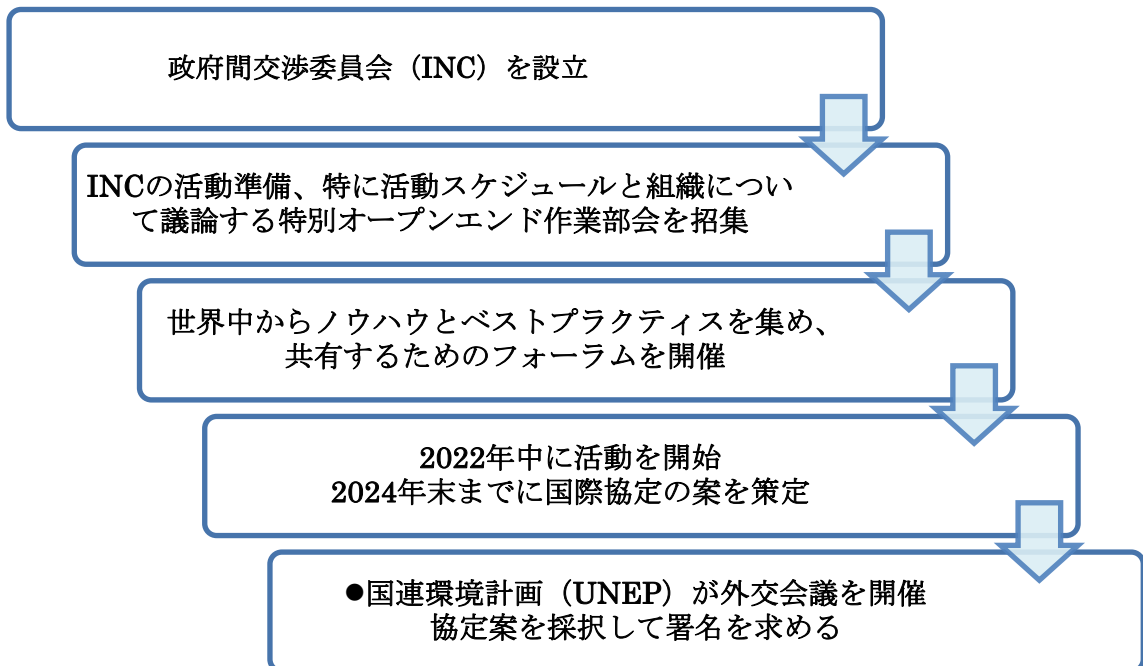
バックグラウンド情報

■第 5 回国連環境総会の 2 部 (UNE-5.2)

2022 年 2 月 28 日から 3 月 2 日まで行われた第 5 回国連環境総会の 2 部は、プラスチック汚染を終わらせること、そして 2024 年中に強制力のある国際的な法的拘束力のある国際文書（条約）を採択する決議 5/14「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書（条約）に向けて」が採択された。

国際協定策定スケジュールは以下の通りとなる。

図を使いわかりやすく



政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）は、「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書（以下、国際文書と省略する）」を作成するために設立され、2022 年後半に作業を開始し、2024 年末までに作業を完了することを目指している。

世界各国は国連環境計画（UNEP）に INC プロセスの召集と運営を委ねた。UNEP は、国際文書策定のための準備の 1 つとして、INC-1 開催前に、循環型経済への移行に必要な 4 つの戦略的目標を提案およびプラスチック汚染に関する利用可能な最新の情報を提供する作業文書 UNEP/PP/INC.1/7 “Plastics science” を作成した。当該作業文書は、以下の URL より確認できる。

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41263/Plastic_Science_E.pdf

サンプルンのため以降タイトルのみ示します。

■2023 年 11 月までに行われた政府間交渉委員会

- 第 1 回政府間交渉委員会（INC-1）
- 第 2 回政府間交渉委員会（INC-2）
- 第 3 回政府間交渉委員会（INC-3）

最近の主な動向

国際文書に関する動向

■国際文書のゼロ・ドラフトを公表（2023 年 9 月 4 日公表）

2023 年 11 月 13 日から 11 月 19 日までの期間で開催された「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた第 3 回政府間交渉委員会（INC-3）」のプレセッション文書として、国際文書のゼロ・ドラフトが 2023 年 9 月 4 日に公表された。

ゼロ・ドラフトは以下の URL より内容を確認できる。

[Zero draft text of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment](#)

構成は以下の表の通りである。

Part	Section	概要
I	1. Preamble (placeholder) (前文) 2. Objective (目的) 3. Definitions (placeholder) (定義) 4. Principles (placeholder) (原則) 5. Scope (placeholder) (範囲)	国際文書の目的など

II	1. Primary plastic polymers（一次プラスチックポリマー） サンプルのため省略 13. Transparency, tracking, monitoring and labelling（透明性、トラッキング、モニタリングおよびラベリング）	プラスチックとプラスチック ... 省略
III	1. Financing（資金供給） 2. Capacity-building, technical assistance and technology transfer（能力開発、技術支援および技術移転）	国際文書の実施に関して締約国全体で対処することを目的とした措置の様々な選択肢を概説。
IV	1. National plans（国家計画） サンプルのため省略 8. Stakeholder engagement（利害関係者の関与）	
想定される附属書 A. 一次プラスチックポリマー、懸念される化学物質とポリマー サンプルのため省略 G. 国家計画のフォーマット		

ゼロ・ドラフトでは、国際文書の締約国は、マイクロプラスチックを含む有害物質の環境中への排出を防止し、排除する必要があるとしている。当該目標を達成するために締約国が講じるべき措置について、上表に示した項目それぞれに関して、3つの選択肢が記されている。今後、どの選択肢を選択するかについて議論されることになる。

選択肢 1 （最も強力）	プラスチック生産において人の健康や環境への影響を最小化する。化学物質やポリマーの使用を「 認めず、排除する 」ことを各国に義務づける。	表を使って整理
選択肢 2 （比較的緩い）	プラスチック生産において人の健康や環境への影響を最小化する。化学物質やポリマーの使用を「 最小限に抑える 」ことを各国に義務づける。	
選択肢 3 （最も緩い）	化学物質やポリマーの使用規制は 各国に委ねる 。各国は、当該国際文書に基づく義務を履行し、目的を達成するために個別に策定した国家計画の中で戦略を共有する。	

選択肢 1 および選択肢 2 のどちらを選択しても、人の健康や環境への影響が懸念される化学物質やポリマーの生産者や輸入者は、人の健康や環境に対するハザードを含め、ライフサイクルを通じてすべてのプラスチックやプラスチック製品の化学組成に関する情報を開示することが義務付けられる。また、「化学物質のトレーサビリティを確保するための適切な措置を講じる」だけでなく、「マーキングやラベリングの要件を定める」必要もあ

る。

例として、Part II の 2「Chemicals and polymers of concern (懸念化学物質及びポリマー)」で提案されている選択肢は以下の通りである。

表を使って整理

選択肢 1 (最も強力)	1. 各締約国は、附属書 A に規定するポリマー、プラスチック及びプラスチック製品、附属書 A の第二部に掲げる化学物質、化学物質群及びポリマーの使用を認めず、遅くとも附属書 A の第二部に定める日までに排除するために必要な措置をとる。 2. 各締約国は、附属書 A に規定する場合を除き、附属書 A の第二部に掲げる化学物質、化学物質群またはポリマーを含むプラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品の製造、販売、流通、輸入または輸出を認めず、遅くとも附属書 A の第二部に定める日までに排除するために必要な措置をとる。
選択肢 2 (比較的緩い)	サンプルのため省略
選択肢 3 (最も緩い)	

以下サンプルのためタイトルだけ表示

■第 3 回政府間交渉委員会（INC-3）

■複数のステークホルダーが、構成要素としてプラ汚染対策費を提案

文書 ”Design Study（設計検討）”

概要

プラスチック汚染対策費（plastic pollution fee）

その他のプラスチック規制動向

■官民パートナーシップ「プラスチック汚染撲滅国際協力団体」の発足

■UNEP 報告書『プラスチックと関連化学物質のグローバル・ガバナンス』

本報告書の目的は主に以下の 3 つである。

- プラスチックと関連化学物質のグローバル・ガバナンスをマッピングし、ガバナンス・ギャップを特定する。
- 既存の多国間文書との補完性（complementarities）を特定する。

- ガバナンス・ギャップを解消するための管理措置として使用する基準の役割について議論する。

■OECD の開発途上国におけるプラスチック汚染に対する取組みへの革新的な開発協力 ワーキングペーパーの概要

開発途上国におけるプラスチック汚染問題

プラスチック汚染が開発途上国に及ぼす不釣り合いな影響

環境中へのプラスチック廃棄物の流出

プラスチック汚染問題のための開発資金

今後の展開とスケジュール

国際文書：

■策定に向けた政府間交渉委員会

先日終了した INC-3 は、複数の国の代表者が、INC 事務局に対し、INC-4 での協議のベースとなる国際文書の第 1 ドラフトを 2023 年 12 月 31 日までに作成するよう求めた。今後の政府間交渉委員会の開催予定は下表の通りで、INC-4 は 2024 年の 4 月から開催される。

2024 年 2 月の第 6 回国連環境総会において INC の進捗を報告し、INC の交渉が終了した後の 2025 年半ばには、国際文書の採択と署名のために外交会議を開催する予定。

会合	期間	場所
INC-4	2024 年 4 月 21 日から 4 月 30 日	カナダ オタワ
INC-5	2024 年 11 月 25 日から 12 月 1 日	韓国 釜山

■プラ汚染対策費の提案

慈善団体 Minderoo Foundation は、文書 ”Impact Study（影響度調査）” を 2024 年第 1 四半期に発表する予定。2023 年に公表された文書 ”Design Study（設計検討）” のセクション 6 に示されたさまざまなシナリオに基づき、プラスチック汚染対策費の革新的な資金調達手段としての影響および代替製品への切り替えやプラスチック製品全体の需要削減に影響を与える可能性について検討される。

EnviX 展望と見解

現在の国際的なプラスチック規制動向の最もメインとなる、「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書」は、2024 年末までに文書の内容を策定する予

定で進行している。当初の予定通り、2023 年 11 月 13 日から 11 月 19 日まで INC-3 が開催されたため、順調に進んでいるかのように思える。しかし、2023 年 9 月に公表されたゼロ・ドラフトをベースに交渉が進んだ INC-3 では、プラスチック、石油化学、化石燃料産業を代表するロビイストと一部の国の反対により、会期中の作業に関する合意は得られず、革新的な進展は見られなかった。

上記でも記載したように、ゼロ・ドラフトでは、プラスチックポリマー、マイクロプラスチック、拡大生産者責任、廃棄物管理など様々な項目について、環境中への排出を防止し、排除する目標を達成するために締約国が講じるべき措置について 3 つの選択肢が記されている。その選択肢のうち「最も緩い」選択肢で決定されない限り、締約国は、生産者や輸入者に、プラスチックやプラスチック製品の化学組成に関する情報開示等の要件を課す法整備を整える必要が生じることになる。2023 年末時点では、プラスチックの国際的かつ総合的な規制枠組みが存在しないため、各国・地域が独自にプラスチック規制を敷いているという状況である。国際文書に対して、「プラスチック汚染を防止するための国際的な規制枠組みは必要」と肯定的な意見を出している国・地域は多い。一方で、日本は「リサイクルの仕組みが整備されていないような国・地域に関してのみ必要なのではないかと主張」し、中国やインドはプラスチックポリマーの生産制限規定を盛り込むことに反対しており、なかなかプラスチック汚染の根本的な解決に向けた内容での合意には至っていない。

国際文書策定に向けて予定されている最後の会合、INC-5 は 2024 年の 11 月末から開催される。意見の対立を考えると、国際文書の内容を 2024 年末までに決定することは困難ではないかと考える。まずは、第 1 ドラフトの作成を待ち、そのドラフトへの各国の意見を今後もモニタリングしていきたい。

【2023.11.30 SO】